

令和 7 年「知的財産活動調査」 記入要領・付録

調査票提出期限：**令和 7 年 9 月 30 日（火）**

ご記入が終わりましたら、記入漏れが無いかなど再度ご確認ください。調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に封入し、上記期日までにご返送ください。

ご記入いただいた内容について、後日事務局より確認させていただく場合があります。
記入後の調査票を複写し、令和 8 年 3 月末まで保管して下さいますようお願いいたします。

オンラインでの回答について

紙の調査票の郵送提出のほか、政府統計共同利用システムを利用したオンラインでのご回答・ご提出が可能です。

➡ 詳細は、同封の「**令和 7 年 知的財産活動調査 オンライン調査の手引**」をご覧ください。

※ この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご記入いただいた内容を統計作成目的以外の目的で使用する事や、外部に漏らすようなことは一切ございません。

【調査票に関するお問合せ先】

特許庁知的財産活動調査事務局（株式会社サンビジネス内）

TEL 0120-330-474（フリーダイヤル）

（電話でのお問合せは、土日及び祝日を除く 9:00～18:00 をお願いいたします。）

FAX 0120-500-665（フリーダイヤル）

記入要領	1
付録 1 「知的財産活動調査票」業種欄と「日本標準産業分類」との対応	22
付録 2 非製造業における「研究」の定義	28
付録 3 国名・地域名一覧表	29

【調査票の記入に関する注意事項】

- ・ 数字は必ずアラビア数字でご記入ください。
- ・ この調査は暦年単位の設問と年度単位の設問から構成されております。設問Ⅱは暦年（2024年1月1日～12月31日）でのご記入を、設問Ⅱ以外については貴社の直近の会計年度でのご記入をお願いします。
- ・ すべての設問について、企業単位（単独決算ベース）で集計した値をご回答ください。
 - － この調査は特許庁に出願された出願人単位で送付しているため、同一企業内の複数の事業所に調査票が送られる場合があります。その際はお手数ですが、企業単位でまとめてご回答いただき、まとめて回答した企業名を2ページの連絡欄にご記入ください。
 - － 例外として、親・子会社やグループ企業などで、代表する企業が他の企業の知的財産をまとめて管理し、企業単位に分割して回答できない場合も、代表する企業が、貴社の概要及び設問について、他の企業分もまとめて合計値をご回答いただき、まとめた他の企業名を2ページの連絡欄にご記入ください。
 - － 上記の場合、まとめられた同一企業内の事業所または他の企業は、2ページの連絡欄にご回答いただいた企業（事業所）名を記入し、設問については白紙でご返送ください。
- ・ 企業以外の方は、「貴社」「自社」の用語を、出願されるときのお立場（例えば、個人、大学、研究機関等）に読み替えてご回答ください。
- ・ 調査票中の金額に関する設問で、「百万円」の単位が記載されている箇所に、百万円に満たない数字を記入する場合は、「0」と記入せずに小数点を用いて十萬円の位までをご記入ください。また、十萬円にも満たない場合は一律十萬円としてご記入ください（例：50万円→0.5百万円、21,000円→0.1百万円）。また、消費税は含まずにお答えください。
- ・ 調査票中の「出願」に関する設問では、分割及び変更出願等も件数に含めてお答えください。なお、商標の「書換登録申請」は出願に含めません。
- ・ この調査において「知的財産権」とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条に定める特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産（商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報）に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をさします。
- ・ この調査において「模倣被害」とは、知的財産権を侵害した商品・サービスが、製造・販売等されることで利益を損なう可能性がある被害及び権利化していない※貴社の商品・サービスの模倣被害をさします。

※ 「権利化していない」とは、例えば日本では権利を取得しているが、当該国・地域において模倣対象製品の知的財産権を保有しておらず、かつ、現在出願もしていない場合などをいいます。

例えば、次のようなケースが模倣被害に含まれます。

 - － 商品のブランドロゴが盗用された偽ブランド品が流通しているケース
 - － 真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピーが流通しているケース
 - － ライセンス許諾を受けずに半製品や付属品等の非正規製品が製造され、格安商品として販売されているケース
 - － 製品の製造や加工技術に不正に技術が盗用されているケース
 - － CDやDVD等の海賊版・違法コピーの製造・販売や違法アップロードのケース
 - － 知的財産を権利化していない国・地域において、我が国における権利又は使用している商標などを盗用した出願・登録がされている、または盗用して登録された権利に基づいて当該国への輸出が差し止められているケースなど
- ・ この調査において「欧州」、「アジア」、「中東」、「北米」、「中南米」、「アフリカ」及び「大洋州」とは、付録3「国名・地域名一覧表」に記載の国・地域を対象としてください。

【表紙の注意事項】

所在地 及び 企業名(又は個人・大学・研究機関等)		一般統計調査	
〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社 特許庁 資産部 知的財産担当者 様		提出先	経済産業大臣
左記の所在地及び企業名(個人・大学・研究機関名)は、令和7年7月時点の特許庁保有の登録情報を基に作成しています。		政府統計コード	BTXM
整理番号は左記バーコード下にある7ケタの数値です。電子調査票で回答される方は、必ず回答欄へ入力をお願いします。		調査対象者ID (9桁)	25XXXXXXX
		パスワード (8桁)	*****
令和7年 秘 知的財産活動調査		政府統計オンライン調査総合窓口への初回ログイン時に必要となります。詳細は「オンライン調査の手引」をご覧ください。	

調査実施日: 9月1日

提出期限: 9月30日

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。報告いただいた調査票は、統計作成の目的以外に使用することはありませんので、ありのままご記入ください。

連絡先 この調査に関するご質問がありましたら、下記へご連絡ください。

【知的財産活動調査事務局】

TEL 0120-330-474 (フリーダイヤル)

FAX 0120-500-665 (フリーダイヤル)

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
特許庁総務部企画調査課 知財動向班知財経済動向係
TEL (03)3581-1101 内線2152

電話でのお問い合わせは、土日及び祝日を除く9:00~18:00の間をお願いいたします。

※ 記入にあたっては、別冊の〔記入要領・付録〕に従って、黒または青のボールペンではっきりとご記入ください。なお、数値は、必ず調査票に定めた単位でご記入ください。



政府統計

経済産業省 特許庁

【調査票2ページの記入要領】

- ・【貴社の概要】は、貴社（単体）について、直近の会計年度末時点の内容をご記入ください。
- ・金額の記入欄は、1万円の位を四捨五入し、「百万円」欄に小数点第1位までご記入ください。また、10万円未満の場合は一律0.1とご記入ください。
(例：184万円=1.8百万円、17万円=0.2百万円、4万円=0.1百万円、なし=0百万円)

【記入者名】＊個人の場合は、所属部課名、役職名の記入は不要です。

所属部課名	資産部 知的財産担当	役 職 名	
氏 名	特許 太郎	電話番号	03 - 1234 - 5678
E-mail	i.tokkyo@japan-patent.co.jp	FAX番号	- -

【貴社の業種】

下表より貴社の主要な業種を1つ選択し、業種欄に番号をご記入ください。なお、業種の分類については、付録1の日本標準産業分類との対応表を参照してください。

＊個人事業主や大学等各機関に所属する場合は、あてはまる業種の番号をご記入ください。

番号	業種	番号	業種	番号	業種
1	農林水産業	18	非鉄金属製造業	35	インターネット附随サービス業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	19	金属製品製造業	36	映像・音声・文字情報制作業
3	建設業	20	はん用機械器具製造業	37	卸売業
4	食料品製造業	21	生産用機械器具製造業	38	小売業
5	飲料・たばこ・飼料製造業	22	業務用機械器具製造業	39	金融・保険業
6	繊維工業	23	電子応用・電気計測器製造業	40	不動産業、物品賃貸業
7	パルプ・紙・紙加工品製造業	24	23以外の電気機械器具製造業	41	宿泊業、飲食サービス業
8	印刷・同関連業	25	情報通信機械器具製造業	42	学校教育
9	医薬品製造業	26	電子部品・デバイス・電子回路製造業	43	42以外の教育、学習支援業
10	総合化学・化学繊維製造業	27	自動車製造業	44	技術移転機関（TLO）
11	油脂・塗料製造業	28	27以外の輸送用機械製造業	45	公的研究機関（独立行政法人含む）
12	10～11以外の化学工業	29	4～28以外の製造業	46	44～45以外の学術・開発研究機関
13	石油製品・石炭製品製造業	30	電気・ガス・熱供給・水道業	47	専門サービス業
14	プラスチック製品製造業	31	運輸業、郵便業	48	42～47以外のサービス業
15	ゴム製品製造業	32	通信業	49	公務（他に分類されるものを除く）
16	窯業・土石製品製造業	33	放送業		
17	鉄鋼業	34	情報サービス業	99	個人（1～49に属さない場合のみ）

業種 9

＊個人（業種番号「99」）の場合、貴社の概要の記入は不要です。4ページの設問Ⅰ～Ⅵにお進みください。なお、個人の方は、今後の質問の「貴社」の語を、「ご本人」に読み替えてご回答ください。

【貴社の概要】貴社（単体）について、直近の会計年度末時点の情報を記入してください。＊1

		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
法人番号＊2						1	0	0
貴社設立年	西暦 1960 年					4	2	5
従業員数＊3	1,329 人					1	2	7
うち女性数	500 人					△	7	5
うち外国籍者数	20 人							
海外での事業展開または輸出の有無（右記から1つ選択し番号を記入）	1							
グループ企業の有無	有							

大学・公的研究機関の場合は記入不要

1. 海外に事業拠点がある
 2. 海外に事業拠点は無いが、輸出している
 3. 海外に事業拠点はなく輸出もしていない
- ＊事業拠点とは、「支社・支店・支局・工場」「現地法人」「製造提携先」「販売提携先」を指します。

		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
研究関係従業員数＊5	11.5 人							
うち女性数	15 人							
うち外国籍者数	9 人							
研究費＊6							0	9

大学・公的研究機関の場合も記入が必要

連絡欄（本調査票にまとめて記入した事業所・企業がある場合、又は他の事業所・企業の調査票にまとめて記入した場合にはその企業名をご記入ください）＊7
複数の調査票の内容をまとめて1つの調査票に記入いただく場合、この連絡欄を使用します。詳細は本記入要領（5ページ）の＊7を参照してください。

他の業務と兼務している場合は、実際に研究業務に従事した割合で案分した値をご記入ください。

例：専従の方が10人、他の業務との兼務（研究業務従事割合50/100）の方が3人の場合
 $10 + 50/100 \times 3 = 11.5$ 人となります。

学生は博士課程の在籍者のみをご記入ください。

【調査票 2 ページの用語説明】

- ※1 【貴社の概要】について、非営利組織（医療法人・宗教法人・公益法人・非営利活動法人等）の場合は、記入可能な項目についてご記入ください。特に「研究関係従業者数」と「研究費」はご記入ください。
- ※2 「法人番号」とは、平成 25 年 5 月 24 日に成立(平成 25 年 5 月 31 日公布)した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して指定・通知する 13 桁の識別番号のことです。以下の「国税庁法人番号公表サイト」より検索が可能ですので、ご参照ください。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ※3 「従業者数」とは、研究関係の従業者のみならず、日本国内の本社・支社・工場など会社全体の従業者をいいます。ここには、有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で 1 ヶ月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。
- ※4 「グループ企業」とは、連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団をいいます。
- ※5 「研究関係従業者数」とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計などの事務、研究施設の清掃や警備など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務に従事している者をいいます。なお、ソフトウェア産業や銀行・保険業などの金融業など非製造業における研究の定義や研究活動の例は付録 2 「非製造業における「研究」の定義」に示してあります。

他の業務を兼務している場合は、実際に研究業務に従事した割合であん分した値をご記入ください。また、大学の場合には研究者（教授、准教授、助教、講師、助手、博士課程の在籍者等）、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者の合計となります。

- ・ 研究業務とするもの
 - a) 研究所・研究部等で行われる本来的な活動
ここで本来的な活動とは、研究に必要な思索、考察、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告等をいいます。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置等の工作、動植物の育成、文献調査等の活動を含みます。
 - b) 研究所以外、例えば、生産現場である工場等では、上記 a) の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動
 - c) 研究に関する庶務・会計等の活動
- ・ 研究業務としないもの
研究所や工場等の生産現場で行われる次のような活動
 - a) 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動並びに製品、半製品、生産物及び土壌・大気等の検査、試験、測定、分析
 - b) パイロットプラント、プロトタイプモデル等による試験研究の域を脱して、経済的生産のための機器設備の設計
 - c) 一般的な地形図の作成、あるいは地下資源を探するための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測等の一般的なデータ収集
 - d) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続き
 - e) 一般従業者の研修・訓練等の業務

- ※6 「研究費」とは、会社等、研究機関又は大学等の内部で使用した研究費で、人件費、原材料費、有形固定資産の購入費（又は有形固定資産の減価償却費）及びその他の経費をいいます。また、資金面から見た場合は、自己資金のうち内部で使用した研究費（基礎、応用及び開発研究費）及び外部から受け入れた資金による研究費（受託研究費）は含みますが、委託研究（共同研究を含む）等のため外部（貴社の海外拠点を含む）へ支出した研究費は含みません。
- ※7 親・子会社やグループ企業などで、代表する企業が他の企業の知的財産をまとめて管理し、企業単位に分割して回答できない場合は、代表する企業が、貴社の概要及び設問について、他の企業分もまとめて合計値をご回答いただき、まとめた他の企業名を 2 ページの連絡欄にご記入ください。

上記の場合、まとめられた同一企業内の事業所または他の企業は、2 ページの連絡欄にご回答いただいた企業（事業所）名を記入し、設問については白紙でご返送ください。

【調査票 3 ページの記入要領】

- ・ 直近の会計年度の内容をご記入ください。
- ・ 関連する項目がすべて「0」の場合、□にレを記入し、次に進んでください。各項目への「0」の記載は不要です。
- ・ 個人（業種番号「99」）の場合、記入は不要です。次ページの設問 I - 6 に進んで下さい。

I. 知的財産部門の活動状況について

設問 I - 1. 貴社での **直近の会計年度** における知的財産担当者（他の業務との兼務者含む）^{※8} をお答えください。

※個人（業種番号「99」）の場合、記入は不要です。次ページの設問 I - 6 にお進みください。

知的財産担当者数	10.5	人	☐ 知的財産担当者はいない うち数は、知的財産担当者のうちそれぞれ該当する人数をご記入ください。 知的財産担当者がある場合に、社内弁理士数や標準化に携わる担当者がいない場合は「0」と記載してください。
うち社内弁理士数	0.5	人	
うち標準化に携わる担当者数 ^{※9}	0	人	
うち女性数	0.5	人	
うち外国籍者数	0	人	

他の業務と兼務している場合は、実際に知財関係業務に従事した割合で案分した値をご記入ください。
 例：専従の方が5人、他の業務との兼務（知財関係業務従事割合50/100）の方が11人の場合、
 $5 + 50/100 \times 11 = 10.5$ 人となります。

設問 I - 2. 貴社での **直近の会計年度** における知的財産総括責任者^{※10} の役職等について、最も近いものを1つ選択し、番号をご記入ください。

※「知的財産総括責任者」は、経営理念・経営戦略に合わせて知的財産戦略を立案又は実行する責任者を指します。

1. 経営トップ（代表取締役・社長等）	5. 課長相当職以下	「1」～「5」を選択した方は、設問 I - 3 にお進みください。
2. 知的財産担当役員（取締役以上等）	6. 社外の専門家にすべて任せている	
3. 知的財産担当役員（執行役員等）	7. その他	
4. 部長相当職	8. 特に決まっていない	

知的財産総括責任者^{※10}の役職等

「2」「3」を選択した方は、設問 I - 3 に加えて設問 I - 4、設問 I - 5 もご回答ください。

「6」～「8」を選択した方は、次ページの設問 I - 6 にお進みください。

設問 I - 3. 設問 I - 2 で 1～5 と回答した方に伺います。該当する知的財産総括責任者の属性（性別・国籍）について、最も近いものを1つ選択し、番号をご記入ください。

性別 \ 国籍	日本国籍	外国籍
男性	1	3
女性	2	4

知的財産総括責任者^{※10}の属性

設問 I - 2 で「1」～「5」を選択した方は、ご回答ください

設問 I - 4. 設問 I - 2 で 2 または 3 と回答した方に伺います。該当する知的財産担当役員が兼任している主な役員業務^{※13}について、最も近いものを1つ選択し、番号をご記入ください。

1. 兼任していない	6. 営業	11. 経営企画
2. 総務	7. 広報・IR	12. 標準化 ^{※9}
3. 法務	8. 国際	13. 国外の他企業等 ^{※11}
4. 人事	9. 研究開発	14. 国内の他企業等 ^{※12}
5. 経理・財務	10. 製造	15. その他

知的財産担当役員が兼任している主な役員業務

設問 I - 5. 設問 I - 2 で 2 または 3 と回答した方に伺います。該当する知的財産担当役員が当該役員に就く前の主な業務経験^{※14}について、最も近いものを1つ選択し、番号をご記入ください。

1. 知的財産	6. 営業	11. 経営企画
2. 総務	7. 広報・IR	12. 標準化 ^{※9}
3. 法務	8. 国際	13. 国外の他企業等 ^{※11}
4. 人事	9. 研究開発	14. 国内の他企業等 ^{※12}
5. 経理・財務	10. 製造	15. その他

知的財産担当役員に就く前の主な業務経験^{※14}

【調査票3 ページの用語説明】

- ※8 「知的財産担当者」とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者をいいます。
- 知的財産担当者について、他の業務を兼務している場合は、実際に知的財産業務に従事した割合であん分した値をご記入ください。
- なお、「知的財産担当者」に「知的財産総括責任者」※10は含みません。
- ※9 「標準化」とは、ある技術分野において、技術仕様や試験評価方法、用語や記号等の統一化、単純化など、複数者の取決めにより規格（標準）を制定又は改正する過程を意味しています。標準化の対象となるものの例としては、「製品の部品の形状や寸法」や「通信の規格」などが挙げられます。
- 知的財産担当者の「うち標準化に携わる担当者」とは、標準に係る特許の調査、必須特許の評価やライセンス交渉、標準化に向けた特許声明書の作成や提出、標準化に関する技術に対する特許侵害などの係争への対応など、標準に関連した知的財産の管理に従事する者のみならず、知的財産担当者のうち、標準の企画提案、審議に係る業務に従事する者、標準化に関する国内外における交渉、計画、管理、調査、評価などの業務に従事する者、教育、普及、会計、庶務など、標準化に関わる活動を支えるために必要な業務を兼務している者も含まれます。
- 知的財産担当者の「うち標準化に携わる担当者数」について、他の業務を兼務している場合は、実際に標準化に携わる業務に従事した割合であん分した値をご記入ください。
- ※10 「知的財産総括責任者」とは、企業等において自社の経営理念・経営戦略に合わせて知的財産戦略を立案又は実行する責任者をいいます。
- 知的財産戦略とは、例えば、優れた知的財産の戦略的創造、知的財産の戦略的保護、知的財産の群管理、権利の戦略的活用などを含みます。
- ※11 「国外の他企業等」とは、自社のグループ企業外で、国外における他の企業及び大学、研究機関等での業務をいいます。
- ※12 「国内の他企業等」とは、自社のグループ企業外で、国内における他の企業及び大学、研究機関等での業務をいいます。
- ※13 「知的財産担当役員が兼任している主な役員業務」には、兼任している役員業務のうち、業務量や業務時間が最も多い又は企業等において重要性が最も高い役員業務をご記入ください。
- ※14 「知的財産担当役員に就く前の主な業務経験」には、業務経験のうち、経歴等を加味し従事期間や重要な業務成果を果たした業務をご記入ください。

【調査票 4 ページの記入要領】

- ・ 直近の会計年度の内容をご記入ください。
- ・ 関連する項目がすべて「0」の場合、□にレを記入し、次に進んでください。各項目への「0」の記載は不要です。
- ・ 金額の記入欄は、1 万円の位を四捨五入し、「百万円」欄に小数点第 1 位までご記入ください。また、10 万円未満の場合は一律 0.1 とご記入ください。
(例：184 万円=1.8 百万円、17 万円=0.2 百万円、4 万円=0.1 百万円、なし=0 百万円)
- ・ 設問Ⅰ－7の「権利維持費用」に0より大きい額を記入した場合は、6 ページの設問Ⅲ－1「権利所有件数」についても忘れずにご記入ください。

設問Ⅰ－6. 貴社での直近の会計年度における知的財産活動費※15をお答えください。

※100万円未満の場合は1万円の位を四捨五入し、「百万円」欄に小数点第1位までご記入ください。また、10万円未満の場合は一律0.1とご記入ください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万円
知的財産活動費				3	5	1.7
うち出願系費用※16				2	0	0.5
うち補償費※17					5	0
うち人件費※18				1	0	1.2
うちその他費用※19						0

□ 知的財産活動費はない

※設問Ⅰ－7の各項目にご記入頂いた金額の合計は、設問Ⅰ－6の「うち出願系費用」にご記入頂いた金額と一致します。

設問Ⅰ－7. 設問Ⅰ－6. の出願系費用について内訳をご記入ください。

※出願系費用が0円の場合は記入不要です。

※権利の設定登録料は「権利維持費用」に含めてご記入ください。

			千億	十億	億	千万	百万円
特許権	国内出願	出願・審査に要した費用※21				6	3.5
		権利維持費用※22				1	0.1
	外国出願※20	出願・審査に要した費用※21				8	4.3
		権利維持費用※22					5.7
実用新案権	国内出願	出願・審査に要した費用※21					1.7
		権利維持費用※22					0.2
	外国出願※20	出願・審査に要した費用※21					3
		権利維持費用※22					0.1
意匠権	国内出願	出願・審査に要した費用※21					7
		権利維持費用※22					1.3
	外国出願※20	出願・審査に要した費用※21					3
		権利維持費用※22					0.6
商標権	国内出願	出願・審査に要した費用※21					5
		権利維持費用※22					0
	外国出願※20	出願・審査に要した費用※21				1	0
		権利維持費用※22					5

【調査票４ページの用語説明】

- ※15 「知的財産活動費」とは、知的財産担当者の人件費、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用、知的財産権に係る係争、契約管理に要した費用、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、発明者、創作者等に対する補償費をいいます。また、これらの業務について、弁理士、弁護士、調査会社等に外注した費用、業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料は含みますが、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- ※16 「出願系費用」とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。）です。産業財産権以外の知的財産権の出願に要した費用はその他費用にご記入ください。
- ※17 「補償費」とは、会社の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費です。
- ※18 「人件費」は、貴社内で知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額をご記入ください。兼務者にかかる人件費は、実際に知的財産業務に従事した割合であん分した値をご記入ください。
- ※19 「その他費用」とは、出願系費用、補償費、人件費以外の費用です。例えば、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料、無効審判や異議申立ての請求費用、訴訟費用などを含みます。ただし、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- ※20 「外国出願」の欄には、特許権については特許協力条約に基づく国際出願の国際段階において要した費用、意匠についてはハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際登録出願に要した費用、商標についてはマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に要した費用も含めてご記入ください。
- ※21 「出願・審査に要した費用」とは、産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む）です。
- ※22 「権利維持費用」とは、権利存続要否問合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む）です。

【調査票 5 ページの記入要領】

直近の会計年度の内容をご記入ください。

I. 知的財産部門の活動状況について

設問 I-8. 知的財産活動（*）について、貴社がよく相談する外部機関（専門家）を回答してください（1～10複数選択可）。

*「知的財産活動」とは、以後の設問では知的財産制度を利用して知的財産を取り扱う活動と定義します。具体的には産業財産権の出願から権利化までの手続き、知的財産権のライセンスや侵害対応、ノウハウなどの情報管理といった、企業の知的財産関連の担当者を中心に行われる業務をイメージください。

1. ☐ 弁理士
2. ☒ 弁護士
3. ☐ 税理士
4. ☒ 中小企業診断士
5. ☐ 商工会・商工会議所
6. ☐ 金融機関
7. ☐ 民間コンサルタント
8. ☐ 知財総合支援窓口
9. ☐ よろず支援拠点
10. ☐ その他
11. ☐ 外部機関（専門家）には相談しない。

1 から10の該当するものすべてを選択してください。
よく相談する外部機関（専門家）が無い場合は**11のみ**を選択してください。

設問 I-9. 企業経営^{※23}と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものを1つ選択し、番号をご記入ください。

1. 企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している
2. 企業経営において知的財産活動を意識して実践している
3. 企業経営において知的財産活動を意識はしているが、実践していない
4. 企業経営において、特に知的財産活動を意識していない
5. わからない

企業経営と知的財産活動の関係性

2

上記の選択肢の中から該当する番号を記入してください。

設問 I-10. 貴社における知的財産活動に関する課題をお答えください（1～7複数選択可）。

1. ☐ 効果が感じられない
2. ☐ 情報や知識の不足
3. ☒ 人材の不足
4. ☒ 資金の不足
5. ☐ 相談できる専門家（弁理士・弁護士等）の不足
6. ☐ 自社の優位性や侵害リスクの評価
7. ☐ その他
8. ☐ 課題はない

1 から7の該当するものすべてを選択してください。
知的財産活動に関する課題が無い場合は**8のみ**を選択してください。

【調査票 5 ページの用語説明】

※23 「企業経営」とは、事業目的を達成するための継続的な活動であり、経営者が「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源を確保し、会社を存続・発展させることを指します。

【調査票 6 ページの記入要領】

過去 5 年間の内容をご記入ください。

I. 知的財産部門の活動状況について

設問 I-11. 貴社保有の産業財産権を侵害すると思われる他者の行為に対して、過去 5 年間で以下のいずれかの行動を起こしたことがありますか（1～5 複数選択可）。

起こした行動	行動の根拠とした貴社保有の産業財産権			
	特許	実用新案	意匠	商標
1. 相手方への警告状等の書面送付	1 ☒	1 ☐	1 ☒	1 ☒
2. 相手方への差止請求権※24や損害賠償請求権※25等の行使	2 ☐	2 ☐	2 ☒	2 ☒
3. 訴訟提起※26	3 ☐	3 ☐	3 ☒	3 ☐
4. 民間仲裁機関※27の利用	4 ☐	4 ☐	4 ☐	4 ☐
5. 相手方への刑事責任の追求	5 ☐	5 ☐	5 ☐	5 ☐
6. 行動を起こしたことはない	6 ☐	6 ☒	6 ☐	6 ☐

特許、実用新案、意匠、商標に対してそれぞれ 1 から 5 の該当するものすべてを選択してください。
起こした行動が無い場合は **6のみ** を選択してください。

設問 I-12. 他社の産業財産権に基づき、過去 5 年間で以下のいずれかの行動を起こされたことがありますか（1～5 複数選択可）。

起こされた行動	行動の根拠とされた他社の産業財産権			
	特許	実用新案	意匠	商標
1. 貴社への警告状等の書面送付	1 ☐	1 ☒	1 ☒	1 ☐
2. 貴社への差止請求権※24や損害賠償請求権※25等の行使	2 ☐	2 ☒	2 ☐	2 ☐
3. 貴社への訴訟提起※26	3 ☐	3 ☒	3 ☐	3 ☐
4. 民間仲裁機関※27の利用	4 ☐	4 ☐	4 ☐	4 ☐
5. 貴社への刑事責任の追求	5 ☐	5 ☐	5 ☐	5 ☐
6. 行動を起こされたことはない	6 ☒	6 ☐	6 ☐	6 ☒

特許、実用新案、意匠、商標に対してそれぞれ 1 から 5 の該当するものすべてを選択してください。
起こされた行動が無い場合は **6のみ** を選択してください。

【調査票 6 ページの用語説明】

- ※24 「差止請求権」とは、自己の権利を侵害する者や侵害する恐れがある者に対して、その行為の停止や予防を請求する権利です。
- ※25 「損害賠償請求権」とは、他人による権利侵害により発生した損害の賠償を請求する権利です。
- ※26 「訴訟提起」とは、裁判所に対して法的な請求を行うために訴状を提出する行為を指します。
- ※27 「民間仲裁機関」とは、日本知的財産仲裁センターや日本商事仲裁協会等の紛争を裁判外で解決することを目的として設立された機関のことを指します。

【調査票7ページの記入要領】

- ・ 暦年（2024年1月1日～12月31日）の内容をご記入ください。
- ・ 関連する項目がすべて「0」の場合、□にレを記入し、次に進んでください。各項目への「0」の記載は不要です。

Ⅱ. 産業財産権制度の利用状況について

設問Ⅱ-1. 貴社において2024年（暦年）に届出された発明又は考案及び創作別の実績をお答えください。

●2024年に届出された発明（特許）・考案（実用新案）の実績

届出された 件数※28	出願した 件数※29	出願しなかった 件数	□ 届出された発明・考案はない
65 件	55 件	10 件	

足し上げと一致

うち企業秘密、 ノウハウとした件数※30	5 件
うち出願せずに 公表した件数※31	2 件

設問Ⅱ-1における件数の記入にあたっての注意

共同研究等の結果が届出された場合も実件数でご記入ください。

出願しなかった件数がある場合に、企業秘密、ノウハウとした件数や出願せずに公表した件数がない場合は「0」と記載してください。

●2024年に届出された創作（意匠）の実績

届出された 件数	出願した 件数	出願しなかった 件数	□ 届出された創作はない
5 件	5 件	0 件	

足し上げと一致

設問Ⅱ-2. 貴社の2024年（暦年）の国内、外国における産業財産権別の出願等の実績及び2025年、2026年の見込みについても同様にお答えください。

* 共同出願については、貴社の持分でお答えください。
（例えば1件の出願に対して持分が30/100である場合、出願件数は0.3件としてください。）

設問Ⅱ-2-1. 特許出願又は審査請求実績及び見込みをお答えください。

		2024年実績	2025年見込み	2026年見込み
出願件数※32	□ 出願はない	45 件	50 件	50 件
審査請求件数※33	□ 請求はない	30 件	32 件	35 件
早期審査の申出件数	☑ 申出はない	件	件	件

●国際出願の実績及び見込み

		2024年実績	2025年見込み	2026年見込み
出願件数※34（PCT出願件数）	□ 出願はない	10 件	10 件	10 件
うち日本を国際調査機関※35に選択する件数		8 件	9 件	9 件
うち日本国を指定国としない件数		2 件	2 件	1 件

設問Ⅱ-2における件数の記入にあたっての注意

共同出願の場合は、貴社の持分をご記入ください。
例：持分が30/100である出願の場合、出願件数は0.3件となります。

国際出願では、指定国数に関係なく、1出願＝1件と数えてください。

国際出願がある場合に、日本を国際調査機関に選択する件数や日本国を指定国としない件数がない場合は「0」と記載してください。

設問Ⅱ-2-2. 実用新案登録出願実績及び見込みをお答えください。

		2024年実績	2025年見込み	2026年見込み
出願件数	□ 出願はない	10.3 件	12 件	12 件
技術評価請求件数	☑ 請求はない	件	件	件

設問Ⅱ-2-3. 意匠登録出願実績及び見込みをお答えください。

		2024年実績	2025年見込み	2026年見込み
出願件数	□ 出願はない	10 件	10 件	10.3 件
●国際出願の実績及び見込み				
出願件数※36（ハーグ出願件数）	☑ 出願はない	件	件	件

国際出願では、指定国数に関係なく、1出願＝1件と数えてください。

書換登録申請の件数は含みません。

設問Ⅱ-2-4. 商標登録出願又は更新申請実績及び見込みをお答えください。

		2024年実績	2025年見込み	2026年見込み
出願件数	□ 出願はない	15 件	15 件	10.5 件
更新申請件数	□ 申請はない	5 件	10 件	10 件
●国際出願の実績及び見込み				
出願件数※36（マドプロ出願件数）	□ 出願はない	0.3 件	4 件	2 件

国際出願では、指定国数に関係なく、1出願＝1件と数えてください。

【調査票 7 ページの用語説明】

- ※28 「届出された件数」には、貴社内で発明・考案、創作されたもののうち、出願したしないにかかわらず、知的財産部門又は知的財産担当者に届出されたものすべての件数をご記入ください。
- ※29 「出願した件数」は、設問Ⅱ－２－１「国内出願」・「国際出願」の件数の合計と必ずしも一致しません。
- ※30 出願しなかった発明・考案で、企業秘密、ノウハウとして秘匿した件数をうち数でご記入ください。
- ※31 出願しなかった発明で、公表した件数をうち数でご記入ください。
- ※32 「出願件数」には、当該年以前に PCT 出願したものであって、当該年に国内移行した又は国内移行する件数も含めてご記入ください。
- ※33 「審査請求件数」は、当該年に審査請求した実績又は見込みの件数です。当該年よりも前に出願したものであっても当該年に審査請求した実績又は見込をすべて含めてご記入ください。
- ※34 「国際出願の出願件数」の欄には、該当する年に、受理官庁（日本国特許庁）へ PCT 出願をした件数をご記入ください。なお、PCT 出願とは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）に基づく出願で、一つの方式で受理官庁に出願することで複数国に同時に出了したのと同様の効果をもつものです。
- ※35 「国際調査機関」とは、PCT 出願の請求の範囲に記載された発明の、「関連のある先行技術」を調査する機関です。
- ※36 「国際出願件数」の欄には、意匠についてはハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際登録出願、商標についてはマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を対象としてご記入ください。

【調査票 8 ページの記入要領】

- ・ 直近の会計年度末の内容をご記入ください。
- ・ 関連する項目がすべて「0」の場合、□にレを記入し、次に進んでください。各項目への「0」の記載は不要です。
- ・ 共有する権利の場合は**貴社の持分**をご記入ください。
(例：持分が 30/100 である権利の場合、権利件数は 0.3 件)
- ・ 「うち他社への実施（使用）許諾件数」に 0 より大きい件数を記入した場合は、9 ページの設問Ⅲ－2 についても忘れずにご記入ください。

Ⅲ. 産業財産権の実施状況について

設問Ⅲ－1. 貴社での直近の会計年度末における国内外の産業財産権の所有状況をお答えください。

* 共有する権利については、貴社の持分でお答えください。
(例えば 1 件の共有する権利に対して持分が 30/100 である場合、権利数は 0.3 件としてください。)
自社の範囲の中には企業グループ内※37の企業を含まずにお答えください。

	特 許		実用新案	
	国内権利数※36 □ 権利はない	外国権利数※36 □ 権利はない	国内権利数※36 ☑ 権利はない	外国権利数※36 □ 権利はない
権利所有件数※38 (A + B)	10.3 件	5 件		3 件
利用件数※40 (A)	8.3 件	5 件		1 件
うち自社実施(使用)件数※41	8 件	5 件		1 件
うち他社への実施(使用)許諾件数(ライセンス)※42	5.3 件	5 件		0 件
うちクロスライセンスにより他社に実施許諾した件数※43	2.3 件	0.5 件		
うち有償で他社に実施許諾した件数※44	4 件	5 件		
未利用件数※43 (B)	2 件	0 件		2 件
うち防衛目的の件数※45	2 件			1 件
うち開放可能な件数※46	0 件			1 件

うち数は、利用件数のうちそれぞれ該当する件数をご記入ください。
利用件数がある場合に、自社実施（使用）件数や他社への実施（使用）許諾件数（ライセンス）がない場合は「0」と記載してください。

うち数は、他社への実施（使用）許諾件数（ライセンス）のうちそれぞれ該当する件数をご記入ください。
他社への実施（使用）許諾件数（ライセンス）がある場合に、クロスライセンスにより他社に実施許諾した件数や有償で他社に実施許諾した件数がない場合は「0」と記載してください。

未利用件数がある場合に、防衛目的の件数や開放可能な件数がない場合は「0」と記載してください。

	意 匠		商 標	
	国内権利数※37 □ 権利はない	外国権利数※37 □ 権利はない	国内権利数※37 □ 権利はない	外国権利数※37 □ 権利はない
権利所有件数※38 (A + B)	12 件	10 件	30 件	50 件
利用件数※39 (A)	8 件	2 件	30 件	50 件
うち自社実施(使用)件数※40	7 件	1 件	28 件	30 件
うち他社への実施(使用)許諾件数(ライセンス)※41	6 件	2 件	5 件	35 件
うちクロスライセンスにより他社に実施許諾した件数※42	4 件	1 件		
うち有償で他社に実施許諾した件数※44	4 件	2 件		
未利用件数※43 (B)	4 件	8 件		
うち防衛目的の件数※45	2 件	6 件		
うち開放可能な件数※46	2 件	4 件		

うち数は、利用件数のうちそれぞれ該当する件数をご記入ください。
利用件数がある場合に、自社実施（使用）件数や他社への実施（使用）許諾件数（ライセンス）がない場合は「0」と記載してください。

うち数は、他社への実施（使用）許諾件数（ライセンス）のうちそれぞれ該当する件数をご記入ください。
他社への実施（使用）許諾件数（ライセンス）がある場合に、クロスライセンスにより他社に実施許諾した件数や有償で他社に実施許諾した件数がない場合は「0」と記載してください。

未利用件数がある場合に、防衛目的の件数や開放可能な件数がない場合は「0」と記載してください。

【調査票 8 ページの用語説明】

- ※37 「企業グループ」とは、連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団をいいます。
- ※38 「国内権利」及び「外国権利」とは、既に登録になっている出願であり、現在出願中であっても未登録のものは含みません。
- なお、「外国権利」について、欧州単一特許は1件としてお答えください。
- ※39 「権利所有件数」は、直近の会計年度末時点での件数をお答えください。
- ※40 「利用件数」とは、所有権利数のうち、現在、「自社実施（使用）している」及び、「他社に実施（使用）許諾している」件数の合計であり、直近の会計年度中に登録になった件数ではありません。その際、「自社実施（使用）して」おり、かつ「他社に実施（使用）許諾している」件数を重複排除してください。
- ※41 「実施（使用）」とは、以下のとおりです。実施の件数は、現在（調査対象年に）実施している件数であり、過去に実施したことがあるが現在は実施していない権利や、将来に実施する予定の件数は含みません。
- 特許：①物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
②方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
③物を生産する方法の発明にあつては、②に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 実用：考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為
- 意匠：意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為
- 商標：①商品又は商品の包装に標章を付する行為
②商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
③役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為
④役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為
⑤役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
⑥役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
⑦電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為
⑧商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為
- ※42 「他社への実施（使用）許諾件数」とは、当該権利を自社実施しているかどうかを問わず、他社に権利を実施許諾している全ての件数をさします。
- ※43 「クロスライセンスにより他者に実施許諾した件数」とは、相互に実施許諾を認める契約に基づいて実施許諾した件数をさします。
- ※44 「有償で他者に実施許諾した件数」とは、クロスライセンス契約を除き、相手方所有の権利の実施許諾を伴わず、金銭対価を伴う実施許諾契約に基づいて実施許諾した件数をさします。
- ※45 「未利用件数」とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利の件数をさします。
- ※46 「防衛目的の件数」とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であつて、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利の件数をさします。
- ※47 「開放可能な件数」とは、相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利の件数をさします。

【調査票 9 ページの記入要領】

- ・ 直近の会計年度の内容をご記入ください。
- ・ 関連する項目がすべて「0」の場合、□にレを記入し、次に進んでください。各項目への「0」の記載は不要です。
- ・ 金額の記入欄は、1 万円の位を四捨五入し、「百万円」欄に小数点第 1 位までご記入ください。また、10 万円未満の場合は一律 0.1 とご記入ください。
(例：184 万円＝1.8 百万円、17 万円＝0.2 百万円、4 万円＝0.1 百万円、なし＝0 百万円)
- ・ 「グループ内総額」、「グループ外総額」には、それぞれ知的財産に関するすべての有償実施（使用）許諾契約に基づく収支をご記入ください（著作権や育成者権等その他の知的財産権のライセンスや未登録の権利のライセンス等も含む）。
- ・ 相手先企業の国内・外国の区別は、相手先企業の本社所在地のある地域をさし、実施（使用）している地域ではありません。

設問Ⅲ－２． 貴社での直近の会計年度において成立した、及びそれ以前に成立したものであっても有効に成立中の知的財産権の国内及び外国※48の相手先の有償実施（使用）許諾契約※49についてお答えください。

● 相手先企業が国内※48の場合 (グループ内※50)

グループ内総額※51	収 入						支 出					
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
☐ グループ内の収入・支出はない					1	5						0

収入・支出のいずれか片方のみの場合は、ない方に「0」と記載してください。

(グループ外※50)

グループ外総額※51	収 入						支 出					
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
☒ グループ外の収入・支出はない												

収入・支出のいずれか片方のみの場合は、ない方に「0」と記載してください。

● 相手先企業が外国※48の場合 (グループ内※50)

グループ内総額※51		収 入						支 出					
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
☐ グループ内の収入・支出はない													
(ライセンス先企業の所在地域別のうち数)													
うち米国													
うち欧州													
うちアジア													
うちその他の地域													

収入・支出のいずれか片方のみの場合は、ない方に「0」と記載してください。

(グループ外※50)

グループ外総額※51		収 入						支 出						
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
☐ グループ外の収入・支出はない						3	5	9	8			6	0	0
(ライセンス先企業の所在地域別のうち数)														
うち米国						3	6	8				3	0	0
うち欧州						2	1					1	5	0
うちアジア						3	0	0				5	0	
うちその他の地域							2					1	0	0

収入・支出のいずれか片方のみの場合は、ない方に「0」と記載してください。

【調査票 9 ページの用語説明】

- ※48 相手先企業の国内・外国の区別は、相手先企業の本社所在地のある地域をさし、実施（使用）している地域ではありません。
- ※49 知的財産権の「有償実施（使用）許諾契約」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権、著作権、その他の知的財産権（商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報）に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利について、有償で実施又は使用を許諾する契約です。
- ※50 「企業グループ」とは、連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団をいいます。
- ※51 各権利に関するライセンスのグループ内・外総額を記載する場合は、国内においては国内全体の金額、外国においては、米国・欧州・アジア・その他地域を含めた全体の金額をグループ毎にご記入ください。

【調査票 10 ページの記入要領】

- ・ 直近の会計年度の内容をご記入ください。
- ・ 金額の記入欄は、1 万円の位を四捨五入し、「百万円」欄に小数点第 1 位までご記入ください。また、10 万円未満の場合は一律 0.1 とご記入ください。
(例：184 万円＝1.8 百万円、17 万円＝0.2 百万円、4 万円＝0.1 百万円)

Ⅳ. 模倣被害及びその対策について

設問Ⅳ－１. 直近の会計年度における貴社の商品・サービスに対する模倣被害の有無※52を 1 つ選択し、模倣被害の有無欄に番号をご記入ください。

Ⅳ－２へ進む

調査票 10 ページの設問Ⅳ－６に進む

1. 模倣被害があった
2. 模倣被害が無かった
3. 不明（わからない、把握していない）

模倣被害の有無 **1**

該当する選択肢の番号を記入してください。

設問Ⅳ－２. 設問Ⅳ－１で 1 と回答した方に伺います。直近の会計年度における①インターネット上で模倣被害を受けた知的財産の種類及び②インターネット上以外で模倣被害を受けた知的財産の種類を以下からすべて選択してください。

①インターネット上で模倣被害を受けた知的財産（1～6は複数選択可）

1. ☒ 商標 4. ☒ 著作物
2. ☐ 意匠 5. ☐ 営業秘密・ノウハウ
3. ☐ 特許発明・実用新案 6. ☒ その他

7. ☐ インターネット上では模倣被害を受けなかった

②インターネット上以外で模倣被害を受けた知的財産（1～6は複数選択可）

1. ☐ 商標 4. ☐ 著作物
2. ☐ 意匠 5. ☐ 営業秘密・ノウハウ
3. ☐ 特許発明・実用新案 6. ☐ その他

7. ☒ インターネット上以外では模倣被害を受けなかった

①②それぞれで、「1」～「6」の該当するものをすべて選択。
①②それぞれで、被害を受けていない場合にのみ選択。

設問Ⅳ－３. 設問Ⅳ－１で 1 と回答した方に伺います。直近の会計年度における模倣被害額（推定）※53の把握の有無を 1 つ選択し、模倣被害額（推定）の把握欄にご記入ください。また、把握している場合には、その額を被害推定額欄にご記入ください。

被害推定額を回答

調査票 9 ページの設問Ⅳ－４に進む

1. 模倣被害額（推定）を把握している
2. 模倣被害額（推定）を把握していない

模倣被害額（推定）の把握 **1**

該当する選択肢の番号を記入してください。

*100万円未満の場合は1万円の位を四捨五入し、「百万円」欄に小数点第1位までご記入ください。また、10万円未満の場合は一律0.1とご記入ください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万円
被害推定額	約				1	2	34

【調査票 10 ページの用語説明】

- ※52 模倣被害の有無について、「2. 模倣被害が無かった」は、調査された結果模倣被害がなかったことが判明している場合、「3. 不明（わからない、把握していない）」は、模倣品に関する調査を実施されていない場合などに選択してください。
- ※53 模倣被害額（推定）は、計上方法問わず、貴社で被害額として計上（推計含む）しているものがあれば、把握しているとし、額をご記入ください。

【調査票 11 ページの記入要領】

直近の会計年度の内容をご記入ください。

設問Ⅳ－４． 設問Ⅳ－１で１と回答した方に伺います。直近の会計年度における模倣被害に係る物品の製造国・地域と販売提供国・地域の組合せを以下からすべて選択してください（複数選択可）。

製造国・地域 販売提供国・地域	A 把握していない	B 日本	C 中国（香港を除く）	D 香港	E 台湾	F 韓国	G その他アジア	H アジア以外の国・地域
0 把握していない	A0 ☐	B0 ☐	C0 ☐	D0 ☐	E0 ☐	F0 ☐	G0 ☒	H0 ☐
1 日本	A1 ☐	B1 ☐	C1 ☒	D1 ☐	E1 ☐	F1 ☐	G1 ☐	H1 ☐
2 中国（香港を除く）	A2 ☐	B2 ☐	C2 ☐	D2 ☐	E2 ☐	F2 ☐	G2 ☐	H2 ☒
3 香港	A3 ☐	B3 ☐	C3 ☐	D3 ☐	E3 ☐	F3 ☐	G3 ☐	H3 ☐
4 台湾	A4 ☐	B4 ☐	C4 ☐	D4 ☐	E4 ☐	F4 ☐	G4 ☐	H4 ☐
5 韓国	A5 ☐	B5 ☐	C5 ☐	D5 ☐	E5 ☐	F5 ☒	G5 ☐	H5 ☐
6 インドネシア	A6 ☐	B6 ☐	C6 ☐	D6 ☐	E6 ☐	F6 ☐	G6 ☐	H6 ☐
7 タイ	A7 ☐	B7 ☐	C7 ☐	D7 ☐	E7 ☐	F7 ☐	G7 ☐	H7 ☐
8 マレーシア	A8 ☐	B8 ☐	C8 ☐	D8 ☐	E8 ☐	F8 ☐	G8 ☒	H8 ☐
9 シンガポール	A9 ☐	B9 ☐	C9 ☐	D9 ☐	E9 ☐	F9 ☐	G9 ☐	H9 ☐
10 ベトナム	A10 ☐	B10 ☐	C10 ☐	D10 ☐	E10 ☐	F10 ☐	G10 ☐	H10 ☐
11 フィリピン	A11 ☐	B11 ☐	C11 ☐	D11 ☐	E11 ☐	F11 ☐	G11 ☐	H11 ☐
12 インド	A12 ☐	B12 ☐	C12 ☐	D12 ☐	E12 ☐	F12 ☐	G12 ☐	H12 ☐
13 その他アジア	A13 ☐	B13 ☐	C13 ☐	D13 ☐	E13 ☐	F13 ☐	G13 ☐	H13 ☒
14 アラブ首長国連邦(UAE)	A14 ☐	B14 ☐	C14 ☐	D14 ☐	E14 ☐	F14 ☐	G14 ☐	H14 ☐
15 サウジアラビア	A15 ☐	B15 ☐	C15 ☐	D15 ☐	E15 ☐	F15 ☐	G15 ☐	H15 ☐
16 その他中東	A16 ☐	B16 ☐	C16 ☐	D16 ☐	E16 ☐	F16 ☐	G16 ☒	H16 ☐
17 欧州	A17 ☒	B17 ☐	C17 ☐	D17 ☐	E17 ☐	F17 ☐	G17 ☐	H17 ☐
18 ケニア	A18 ☐	B18 ☐	C18 ☐	D18 ☐	E18 ☐	F18 ☒	G18 ☐	H18 ☐
19 その他アフリカ	A19 ☐	B19 ☐	C19 ☐	D19 ☐	E19 ☐	F19 ☐	G19 ☐	H19 ☐
20 北米	A20 ☐	B20 ☐	C20 ☐	D20 ☐	E20 ☐	F20 ☐	G20 ☐	H20 ☒
21 中南米	A21 ☐	B21 ☐	C21 ☐	D21 ☐	E21 ☐	F21 ☐	G21 ☐	H21 ☐
22 大洋州	A22 ☐	B22 ☐	C22 ☐	D22 ☐	E22 ☐	F22 ☐	G22 ☐	H22 ☐

* 国名・地域名については付録3を参照してください。

設問Ⅳ－５． 設問Ⅳ－１で１と回答した方に伺います。直近の会計年度における模倣被害に係る物品が、その運送中に経由した国・地域※54をお答えください（複数選択可）。

模倣被害に係る物品の経由国・地域（1～22は複数選択可）	
0. ☐ 把握していない	
1. ☐ 日本	12. ☐ インド
2. ☐ 中国（香港を除く）	13. ☐ その他アジア
3. ☐ 香港	14. ☒ アラブ首長国連邦(UAE)
4. ☐ 台湾	15. ☐ サウジアラビア
5. ☐ 韓国	16. ☐ その他中東
6. ☐ インドネシア	17. ☐ 欧州
7. ☐ タイ	18. ☐ ケニア
8. ☐ マレーシア	19. ☐ その他アフリカ
9. ☒ シンガポール	20. ☐ 北米
10. ☐ ベトナム	21. ☐ 中南米
11. ☐ フィリピン	22. ☐ 大洋州

* 国名・地域名については付録3を参照してください。

【調査票 11 ページの用語説明】

※54 運送中に経由した国・地域は、模倣被害に係る物品が製造国・地域から販売提供国・地域に輸送される途中で、積替えや保管等が行われた国・地域を選択してください。

【調査票 12 ページの記入要領】

直近の会計年度の内容をご記入ください。

設問Ⅳ－６． **直近の会計年度**における模倣被害対策の実施の有無^{※55}を１つ選択し、模倣被害対策の有無欄にご記入ください。
また、対策をしていない場合、その理由として当てはまるものを**すべて**選択してください。

1. 模倣被害対策をしている

2. 模倣被害対策をしていない

模倣被害対策の有無 **1**

該当する選択肢の番号を記入してください。

理由を回答

2 を選択した場合

模倣被害対策をしていない理由

1. ☐ 模倣被害が発生していない、又は被害を把握していない

2. ☐ 対策するほど被害が出ていない

3. ☐ 費用対効果が低い

4. ☐ 対策をしたいが、人員不足、資金不足から実施できない

5. ☐ 対策をしたいが、対策の方法が分からない

6. ☐ 相手が得意先などの利害関係者であったため

7. ☐ 自社が事業を展開している地域における被害ではなかったため

8. ☐ その他

1 から 8 の該当する理由すべてを選択してください。

設問Ⅳ－７． 設問Ⅳ－６で１と回答した方に伺います。**直近の会計年度**における模倣被害対策で効果のあった対策及び効果のなかった対策を以下から**すべて**選択してください。

対策の内容	効果のあった対策	効果のなかった対策
1. 現地侵害調査（製造・輸入・卸売・小売業者の調査）	1. ☐	1. ☐
2. 知的財産権の取得	2. ☒	2. ☐
3. 知的財産に関する担当者の現地派遣・常駐化	3. ☐	3. ☐
4. 模倣品の製造業者・販売業者への警告	4. ☐	4. ☒
5. 行政機関（税関、警察等）への取締申請	5. ☐	5. ☐
6. 裁判所の手続の利用（仮処分申請・証拠保全・民事訴訟等）	6. ☐	6. ☐
7. 専門家（弁理士・弁護士）への相談	7. ☐	7. ☐
8. ISP（インターネットサービスプロバイダ）への相談	8. ☒	8. ☐
9. インターネット上での模倣品販売監視の強化	9. ☐	9. ☒
10. その他	10. ☒	10. ☒

該当するものをすべてを選択してください。ただし、同じ番号は選択不可です。

両方を選択可能です。

設問Ⅳ－８． 設問Ⅳ－６で１と回答した方に伺います。**直近の会計年度**における模倣被害対策費^{※56}の額について当てはまるものを１つ選択し、模倣被害対策費欄にご記入ください。

1. 100万円未満（1円以上）

2. 100万円以上～500万円未満

3. 500万円以上～1千万円未満

4. 1千万円以上～3千万円未満

5. 3千万円以上～5千万円未満

6. 5千万円以上～1億円未満

7. 1億円以上

8. 支出していない

模倣被害対策費 **4**

該当する選択肢の番号を記入してください。

【調査票 12 ページの用語説明】

※55 模倣被害対策の有無は、設問Ⅳ－７に挙げられている内容をはじめ、些細なことでも実施されていれば、「1. 模倣被害対策をしている」を選択してください。

※56 「模倣被害対策費」には、「試売費用（模倣品の現物を入手する費用）」、「代理人費用」、「啓発活動費」等を含めますが、「人件費」、「訴訟費用」及び「権利化・権利維持費」を含めません。

付 録

付録1・・・「知的財産活動調査票」業種欄と「日本標準産業分類」との対応

付録2・・・非製造業における「研究」の定義

付録3・・・国名・地域名一覧表

付録 1 「知的財産活動調査票」業種欄 と「日本標準産業分類」との対応

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類	
1 農 林 水 産 業			10 管理、補助的経済活動を行う事業所（農業）	製 造 業	4 食 料 品 製 造 業		90 管理、補助的経済活動を行う事業所（食料品製造業）
			11 耕種農業				91 畜産食料品製造業
			12 畜産農業				92 水産食料品製造業
			13 農業サービス業（園芸サービス業を除く）				93 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
			14 園芸サービス業				94 調味料製造業
			20 管理、補助的経済活動を行う事業所（林業）				95 砂糖・でんぷん糖類製造業
			21 育林業				96 精穀・製粉業
			22 素材生産業				97 パン・菓子製造業
			23 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）				98 動植物油脂製造業
			24 林業サービス業				99 その他の食料品製造業
			29 その他の林業		5 ・飲 飼 料 ・ 製 た ば こ		100 管理、補助的経済活動を行う事業所（飲料・たばこ・飼料製造業）
			30 管理、補助的経済活動を行う事業所（漁業）				101 清涼飲料製造業
			31 海面漁業				102 酒類製造業
			32 内水面漁業				103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
			40 管理、補助的経済活動を行う事業所（水産養殖業）				104 製氷業
			41 海面養殖業				105 たばこ製造業
2 鉱 業 、 採 石 業 、 採 取 業			42 内水面養殖業				106 飼料・有機質肥料製造業
			50 管理、補助的経済活動を行う事業所（鉱業、採石業、砂利採取業）	製 造 業	6 織 維 工 業		110 管理、補助的経済活動を行う事業所（繊維工業）
			51 金属鉱業				111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
			52 石炭・亜炭鉱業				112 織物業
			53 原油・天然ガス鉱業				113 ニット生地製造業
			54 採石業、砂・砂利・玉石採取業				114 染色整理業
			55 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）				115 網・網・レース・繊維粗製品製造業
			59 その他の鉱業				116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）
							117 下着類製造業
3 建 設 業			60 管理、補助的経済活動を行う事業所（総合工事業）	製 造 業	7 紙 パ ル プ 加 工 品 ・ 紙 製 造 業 ・		118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
			61 一般土木建築工事業				119 その他の繊維製品製造業
			62 土木工事業（舗装工事業を除く）				140 管理、補助的経済活動を行う事業所（パルプ・紙・紙加工品製造業）
			63 舗装工事業				141 パルプ製造業
			64 建築工事業（木造建築工事業を除く）				142 紙製造業
			65 木造建築工事業				143 加工紙製造業
			66 建築リフォーム工事業				144 紙製品製造業
			70 管理、補助的経済活動を行う事業所（職別工事業）				145 紙製容器製造業
			71 大工工事業		8 同 関 連 業 ・		149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
			72 とび・土工・コンクリート工事業				150 管理、補助的経済活動を行う事業所（印刷・同関連業）
			73 鉄骨・鉄筋工事業				151 印刷業
			74 石工・れんが・タイル・ブロック工事業				152 製版業
			75 左官工事業		9 医 薬 品 製 造 業		153 製本業、印刷物加工業
			76 板金・金物工事業				159 印刷関連サービス業
			77 塗装工事業		10 総 合 化 学 ・ 化 学 織 維 製 造 業		160 管理、補助的経済活動を行う事業所 A（医薬品製造業）
			78 床・内装工事業				165 医薬品製造業
			79 その他の職別工事業	製 造 業	11 油 脂 ・ 塗 料 製 造 業		160 管理、補助的経済活動を行う事業所 B（総合化学・化学繊維製造業）
			80 管理、補助的経済活動を行う事業所（設備工事業）				161 化学肥料製造業
			81 電気工事業				162 無機化学工業製品製造業
			82 電気通信・信号装置工事業				163 有機化学工業製品製造業
			83 管工事業（さく井工事業を除く）				160 管理、補助的経済活動を行う事業所 C（油脂・塗料製造業）
			84 機械器具設置工事業				164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
			89 その他の設備工事業				

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)		業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)	
大分類	中 分 類	小 分 類			大分類	中 分 類	小 分 類		
製 造 業 (続 き)	(化学工業 (続き))	12 10~11 以外の 化学工 業	160	管理、補助的経済活動を行う事業所 D (その他の化学工業)	製 造 業 (続 き)	19 金 属 製 品 製 造 業		240	管理、補助的経済活動を行う事業所 (金属製品製造業)
	13 石 炭 製 品 製 造 業 ・ 石 油 製 品 製 造 業		166	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整 品製造業				241	ブリキ缶・その他のめっき板等製品 製造業
			169	その他の化学工業				242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造 業
			170	管理、補助的経済活動を行う事業所 (石油製品・石炭製品製造業)				243	暖房・調理等装置、配管工事用附属 品製造業
			171	石油精製業				244	建設用・建築用金属製品製造業 (製 缶板金業を含む)
			172	潤滑油・グリース製造業 (石油精製 によらないもの)				245	金属素形材製品製造業
製 造 業 (続 き)	14 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		173	コークス製造業		20 器 具 製 造 業 ・ はん 用 機 械		246	金属被覆・彫刻業、熱処理業 (ほう ろろ鉄器を除く)
			174	舗装材料製造業				247	金属線製品製造業 (ねじ類を除く)
			179	その他の石油製品・石炭製品製造業				248	ボルト・ナット・リベット・小ね じ・木ねじ等製造業
			180	管理、補助的経済活動を行う事業所 (プラスチック製品製造業)				249	その他の金属製品製造業
			181	プラスチック板・棒・管・継手・異 形押出製品製造業				250	管理、補助的経済活動を行う事業所 (はん用機械器具製造業)
			182	プラスチックフィルム・シート・床 材・合成皮革製造業	製 造 業 (続 き)	21 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		251	ボイラ・原動機製造業
製 造 業 (続 き)	15 ゴ ム 製 品 製 造 業		183	工業用プラスチック製品製造業				252	ポンプ・圧縮機器製造業
			184	発泡・強化プラスチック製品製造業				253	一般産業用機械・装置製造業
			185	プラスチック成形材料製造業 (廃プ ラスチックを含む)				259	その他のはん用機械・同部分品製造 業
			189	その他のプラスチック製品製造業				260	管理、補助的経済活動を行う事業所 (生産用機械器具製造業)
			190	管理、補助的経済活動を行う事業所 (ゴム製品製造業)				261	農業用機械製造業 (農業用器具を除 く)
			191	タイヤ・チューブ製造業				262	建設機械・鉱山機械製造業
製 造 業 (続 き)	16 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		192	ゴム製・プラスチック製履物・同附 属品製造業		22 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		263	繊維機械製造業
			193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴ ム製品製造業				264	生活関連産業用機械製造業
			199	その他のゴム製品製造業				265	基礎素材産業用機械製造業
			210	管理、補助的経済活動を行う事業所 (窯業・土石製品製造業)				266	金属加工機械製造業
			211	ガラス・同製品製造業				267	半導体・フラットパネルディスプレ イ製造装置製造業
			212	セメント・同製品製造業	製 造 業 (続 き)	23 電 気 機 械 器 具 製 造 業		269	その他の生産用機械・同部分品製造 業
製 造 業 (続 き)	17 鉄 鋼 業		213	建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を 除く)				270	管理、補助的経済活動を行う事業所 (業務用機械器具製造業)
			214	陶磁器・同関連製品製造業				271	事務用機械器具製造業
			215	耐火物製造業				272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
			216	炭素・黒鉛製品製造業				273	計量器・測定器・分析機器・試験 機・測量機械器具・理化学機械器具 製造業
			217	研磨材・同製品製造業				274	医療用機械器具・医療用品製造業
			218	骨材・石工品等製造業				275	光学機械器具・レンズ製造業
製 造 業 (続 き)	18 非 鉄 金 属 製 造 業		219	その他の窯業・土石製品製造業				276	武器製造業
			220	管理、補助的経済活動を行う事業所 (鉄鋼業)		24 23以外の 電気機 械器具 製造業		290	管理、補助的経済活動を行う事業所 A (電子応用・電気計測器製造業)
			221	製鉄業				296	電子応用装置製造業
			222	製鋼・製鋼圧延業				297	電気計測器製造業
			223	製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処 理鋼材を除く)				290	管理、補助的経済活動を行う事業所 B (その他の電気機械器具製造業)
			224	表面処理鋼材製造業	製 造 業 (続 き)	25 機 械 器 具 製 造 業		291	発電用・送電用・配電用電気機械器 具製造業
製 造 業 (続 き)	18 非 鉄 金 属 製 造 業		225	鉄素形材製造業				292	産業用電気機械器具製造業
			229	その他の鉄鋼業				293	民生用電気機械器具製造業
			230	管理、補助的経済活動を行う事業所 (非鉄金属製造業)				294	電球・電気照明器具製造業
			231	非鉄金属第1次製錬・精製業				295	電池製造業
			232	非鉄金属第2次製錬・精製業 (非鉄 金属合金製造業を含む)				299	その他の電気機械器具製造業
			233	非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸、押 出しを含む)	製 造 業 (続 き)	25 機 械 器 具 製 造 業		300	管理、補助的経済活動を行う事業所 (情報通信機械器具製造業)
製 造 業 (続 き)	18 非 鉄 金 属 製 造 業		234	電線・ケーブル製造業				301	通信機械器具・同関連機械器具製造 業
			235	非鉄金属素形材製造業				302	映像・音響機械器具製造業
			239	その他の非鉄金属製造業				303	電子計算機・同附属装置製造業

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)
大分類	中 分 類	小 分 類		大分類	中 分 類	小 分 類	
製 造 業 (続 き)	26 電子デバイス部品製造業		280 管理、補助的経済活動を行う事業所（電子部品・デバイス・電子回路製造業） 281 電子デバイス製造業 282 電子部品製造業 283 記録メディア製造業 284 電子回路製造業 285 ユニット部品製造業 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	30 熱供給・ガス水道業（続き）			350 管理、補助的経済活動を行う事業所（熱供給業） 351 熱供給業 360 管理、補助的経済活動を行う事業所（水道業） 361 上水道業 362 工業用水道業 363 下水道業
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	27 自動車製造業	310 管理、補助的経済活動を行う事業所 A（自動車製造業） 311 自動車・同附属品製造業	31 運 輸 業 、 郵 便 業			420 管理、補助的経済活動を行う事業所（鉄道業） 421 鉄道業 430 管理、補助的経済活動を行う事業所（道路旅客運送業） 431 一般乗合旅客自動車運送業 432 一般乗用旅客自動車運送業 433 一般貸切旅客自動車運送業 439 その他の道路旅客運送業 440 管理、補助的経済活動を行う事業所（道路貨物運送業） 441 一般貨物自動車運送業 442 特定貨物自動車運送業 443 貨物軽自動車運送業 444 集配利用運送業 449 その他の道路貨物運送業 450 管理、補助的経済活動を行う事業所（水運業） 451 外航海運業 452 沿海海運業 453 内陸水運業 454 船舶貸渡業 460 管理、補助的経済活動を行う事業所（航空運輸業） 461 航空運送業 462 航空機使用業（航空運送業を除く） 470 管理、補助的経済活動を行う事業所（倉庫業） 471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く） 472 冷蔵倉庫業 480 管理、補助的経済活動を行う事業所（運輸に付帯するサービス業） 481 港湾運送業 482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く） 483 運送代理店 484 こん包業 485 運輸施設提供業 489 その他の運輸に付帯するサービス業 490 管理、補助的経済活動を行う事業所（郵便業） 491 郵便業（信書便事業を含む）
		28 27以外の輸送用機械製造業	310 管理、補助的経済活動を行う事業所 B（その他の輸送用機械製造業） 312 鉄道車両・同部分品製造業 313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 314 航空機・同附属品製造業 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 319 その他の輸送用機械器具製造業				
	29 4～28 以外の製造業		120 管理、補助的経済活動を行う事業所（木材・木製品製造業） 121 製材業、木製品製造業 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 123 木製容器製造業（竹、とうを含む） 129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む） 130 管理、補助的経済活動を行う事業所（家具・装備品製造業） 131 家具製造業 132 宗教用具製造業 133 建具製造業 139 その他の家具・装備品製造業 200 管理、補助的経済活動を行う事業所（なめし革・同製品・毛皮製造業） 201 なめし革製造業 202 工業用革製品製造業（手袋を除く） 203 革製履物用材料・同附属品製造業 204 革製履物製造業 205 革製手袋製造業 206 かばん製造業 207 袋物製造業 208 毛皮製造業 209 その他のなめし革製品製造業 320 管理、補助的経済活動を行う事業所（その他の製造業） 321 貴金属・宝石製品製造業 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く） 323 時計・同部分品製造業 324 楽器製造業 325 がん具・運動用具製造業 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 327 漆器製造業 328 畳等生活雑貨製品製造業 329 他に分類されない製造業				
30 熱供給・ガス水道業			330 管理、補助的経済活動を行う事業所（電気業） 331 電気業 340 管理、補助的経済活動を行う事業所（ガス業） 341 ガス業				情 報 通 信 業
		33 放送業		380 管理、補助的経済活動を行う事業所（放送業） 381 公共放送業（有線放送業を除く） 382 民間放送業（有線放送業を除く） 383 有線放送業			
			34 情報サービス業		390 管理、補助的経済活動を行う事業所（情報サービス業） 391 ソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業		
		35 インターネット附随サービス業			400 管理、補助的経済活動を行う事業所（インターネット附随サービス業） 401 インターネット附随サービス業		

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)
大分類	中 分 類	小 分 類		大分類	中 分 類	小 分 類	
(情報 統 通 信 業)	36		410 管理、補助的経済活動を行う事業所 (映像・音声・文字情報制作業)	卸 売 業 ・ 小 売 業 ・ 一 統 統 統	38		590 管理、補助的経済活動を行う事業所 (機械器具小売業)
	映像・音声・ 文字情報制作業		411 映像情報制作・配給業				591 自動車小売業
卸 売 業 ・ 小 売 業	37	卸 売 業	412 音声情報制作業	一 統 統 統	小 売 業		592 自転車小売業
			413 新聞業				593 機械器具小売業 (自動車、自転車を除く)
			414 出版業				600 管理、補助的経済活動を行う事業所 (その他の小売業)
			415 広告制作業				601 家具・建具・畳小売業
			416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業				602 じゅう器小売業
			500 管理、補助的経済活動を行う事業所 (各種商品卸売業)				603 医薬品・化粧品小売業
			501 各種商品卸売業				604 農耕用品小売業
			510 管理、補助的経済活動を行う事業所 (繊維・衣服等卸売業)				605 燃料小売業
			511 繊維品卸売業 (衣服、身の回り品を除く)				606 書籍・文房具小売業
			512 衣服卸売業				607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
			513 身の回り品卸売業				608 写真機・時計・眼鏡小売業
			520 管理、補助的経済活動を行う事業所 (飲食料品卸売業)				609 他に分類されない小売業
			521 農畜産物・水産物卸売業				610 管理、補助的経済活動を行う事業所 (無店舗小売業)
			522 食料・飲料卸売業				611 通信販売・訪問販売小売業
			530 管理、補助的経済活動を行う事業所 (建築材料、工業・金属材料等卸売業)				612 自動販売機による小売業
			531 建築材料卸売業				619 その他の無店舗小売業
			532 化学製品卸売業	39	金 融 ・ 保 険 業		620 管理、補助的経済活動を行う事業所 (銀行業)
			533 石油・鉱物卸売業				621 中央銀行
			534 鉄鋼製品卸売業				622 銀行 (中央銀行を除く)
			535 非鉄金属卸売業				630 管理、補助的経済活動を行う事業所 (協同組織金融業)
			536 再生資源卸売業				631 中小企業等金融業
			540 管理、補助的経済活動を行う事業所 (機械器具卸売業)				632 農林水産金融業
			541 産業機械器具卸売業				640 管理、補助的経済活動を行う事業所 (貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関)
			542 自動車卸売業				641 貸金業
			543 電気機械器具卸売業				642 質屋
			549 その他の機械器具卸売業				643 クレジットカード業、割賦金融業
			550 管理、補助的経済活動を行う事業所 (その他の卸売業)				649 その他の非預金信用機関
			551 家具・建具・じゅう器等卸売業				650 管理、補助的経済活動を行う事業所 (金融商品取引業、商品先物取引業)
			552 医薬品・化粧品等卸売業				651 金融商品取引業
			553 紙・紙製品卸売業				652 商品先物取引業、商品投資顧問業
			559 他に分類されない卸売業				660 管理、補助的経済活動を行う事業所 (補助的金融業等)
	38	小 売 業	560 管理、補助的経済活動を行う事業所 (各種商品小売業)				661 補助的金融業、金融附帯業
			561 百貨店				662 信託業
			562 総合スーパーマーケット				663 金融代理業
			563 コンビニエンスストア				670 管理、補助的経済活動を行う事業所 (保険業)
			564 ドラッグストア				671 生命保険業
			565 ホームセンター				672 損害保険業
			566 均一価格店				673 共済事業、少額短期保険業
			569 その他の各種商品小売業				674 保険媒介代理業
			570 管理、補助的経済活動を行う事業所 (織物・衣服・身の回り品小売業)				675 保険サービス業
			571 呉服・服地・寝具小売業	40	物 不 品 動 産 賃 貸 業 、 業		680 管理、補助的経済活動を行う事業所 (不動産取引業)
			572 男子服小売業				681 建物売買業、土地売買業
			573 婦人・子供服小売業				682 不動産代理業・仲介業
			574 靴・履物小売業				690 管理、補助的経済活動を行う事業所 (不動産賃貸業・管理業)
			579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業				691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く)
			580 管理、補助的経済活動を行う事業所 (飲食料品小売業)				692 貸家業、貸間業
			581 各種食料品小売業				693 駐車場業
			582 野菜・果実小売業				694 不動産管理業
			583 食肉小売業				
			584 鮮魚小売業				
			585 酒小売業				
			586 菓子・パン小売業				
			589 その他の飲食料品小売業				

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第14回改定)		
大分類	中 分 類	小 分 類		大分類	中 分 類	小 分 類			
40 不 動 産 賃 貸 業 、 (続 き)			700 管理、補助的経済活動を行う事業所 (物品賃貸業) 701 各種物品賃貸業 702 産業用機械器具賃貸業 703 事務用機械器具賃貸業 704 自動車賃貸業 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業 709 その他の物品賃貸業	サ ー ビ ス 業 (続 き)	47 専 門 サ ー ビ ス 業	720 管理、補助的経済活動を行う事業所 (専門サービス業) 721 法律事務所、特許事務所 722 公証人役場、司法書士事務所、土地 家屋調査士事務所 723 行政書士事務所 724 公認会計士事務所、税理士事務所 725 社会保険労務士事務所 726 デザイン業 727 著述・芸術家業 728 経営コンサルタント業、純粋持株会 社 729 その他の専門サービス業 730 管理、補助的経済活動を行う事業所 (広告業) 731 広告業 740 管理、補助的経済活動を行う事業所 (技術サービス業) 741 獣医業 742 土木建築サービス業 743 機械設計業 744 商品・非破壊検査業 745 計量証明業 746 写真業 749 その他の技術サービス業			
	41 宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業		750 管理、補助的経済活動を行う事業所 (宿泊業) 751 旅館、ホテル 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊業 760 管理、補助的経済活動を行う事業所 (飲食店) 761 食堂、レストラン（専門料理店を除く） 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店 765 酒場、ビヤホール 766 バー、キャバレー、ナイトクラブ 767 喫茶店 769 その他の飲食店 770 管理、補助的経済活動を行う事業所 (持ち帰り飲食サービス業) 771 持ち帰り飲食サービス業 772 配達飲食サービス業 773 施設給食業			48 以 外 の サ ー ビ ス 業	780 管理、補助的経済活動を行う事業所 (洗濯・理容・美容・浴場業) 781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 790 管理、補助的経済活動を行う事業所 (その他の生活関連サービス業) 791 旅行業 792 家事サービス業 793 衣服裁縫修理業 794 物品預り業 795 火葬・墓地管理業 796 冠婚葬祭業 799 他に分類されない生活関連サービス 業 800 管理、補助的経済活動を行う事業所 (娯楽業) 801 映画館 802 興行場（別掲を除く）、興行団 803 競輪・競馬等の競走場、競技団 804 スポーツ施設提供業 805 公園、遊園地 806 遊戯場 809 その他の娯楽業 830 管理、補助的経済活動を行う事業所 (医療業) 831 病院 832 一般診療所 833 歯科診療所 834 助産・看護業 835 施術業 836 医療に附帯するサービス業 840 管理、補助的経済活動を行う事業所 (保健衛生) 841 保健所 842 健康相談施設 849 その他の保健衛生		
		サ ー ビ ス 業	42 学 校 教 育				810 管理、補助的経済活動を行う事業所 (学校教育) 811 幼稚園 812 小学校 813 中学校、義務教育学校 814 高等学校、中等教育学校 815 特別支援学校 816 高等教育機関 817 専修学校、各種学校 818 学校教育支援機関 819 幼保連携型認定こども園	42～47 以 外 の サ ー ビ ス 業	
			43 42以外 の教育、学 習支援業				820 管理、補助的経済活動を行う事業所 (その他の教育、学習支援業) 821 社会教育 822 職業・教育支援施設 823 学習塾 824 教養・技能教授業 829 他に分類されない教育、学習支援業		
			44 技術移転機関(TLO)				(こちらの業種に該当する場合は優先して記入して下さい)		
			45 公的研究機関 (独立行政法人含む)						
サ ー ビ ス 業 (続 き)			46 44～45 以外の学術・ 開発研究機関				710 管理、補助的経済活動を行う事業所 (学術・開発研究機関) 711 自然科学研究所 712 人文・社会科学研究所		

業種対応表			業 種 対 応 表			
大分類	中 分 類	小 分 類	大分類	中 分 類	小 分 類	
サ ー ビ ス 業 （ 続 き ）	48	42～47 以外の サービ ス業	850 管理、補助的経済活動を行う事業所（社会保険・社会福祉・介護事業）	49 公務 （他に 分類さ れるも のを除 く）		
			851 社会保険事業団体			
			852 福祉事務所			
			853 児童福祉事業			
			854 老人福祉・介護事業			
			855 障害者福祉事業			
			859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業			
			860 管理、補助的経済活動を行う事業所（郵便局）	99 1から49に属さない 個人		
			861 郵便局			
			862 郵便局受託業			
			870 管理、補助的経済活動を行う事業所（協同組合）	※日本標準産業分類は、令和6年4月に 改定されたものです。		
			871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）			
			872 事業協同組合（他に分類されないもの）			
			880 管理、補助的経済活動を行う事業所（廃棄物処理業）			
			881 一般廃棄物処理業			
			882 産業廃棄物処理業			
			889 その他の廃棄物処理業			
			890 管理、補助的経済活動を行う事業所（自動車整備業）			
			891 自動車整備業			
			900 管理、補助的経済活動を行う事業所（機械等修理業）			
			901 機械修理業（電気機械器具を除く）			
			902 電気機械器具修理業			
			903 表具業			
			909 その他の修理業			
			910 管理、補助的経済活動を行う事業所（職業紹介・労働者派遣業）			
			911 職業紹介業			
			912 労働者派遣業			
			920 管理、補助的経済活動を行う事業所（その他の事業サービス業）			
			921 速記・ワープロ入力・複写業			
			922 建物等維持管理業			
			923 警備業			
			929 他に分類されない事業サービス業			
			931 経済団体			
			932 労働団体			
			933 学術・文化団体			
			934 政治団体			
			939 他に分類されない非営利的団体			
			941 神道系宗教			
			942 仏教系宗教			
			943 キリスト教系宗教			
			949 その他の宗教			
			950 管理、補助的経済活動を行う事業所（その他のサービス業）			
			951 集会場			
			952 と畜場			
			959 他に分類されないサービス業			
			961 外国公館			
			969 その他の外国公務			

付録2 非製造業における「研究」の定義

1) ソフトウェア開発について

いわゆるソフトウェアの開発は、自社利用目的、市場販売目的及び受注開発を問わず、「科学・技術の発展に寄与する可能性があるもの」が「研究」に含まれます。

- a) 自社利用目的及び市場販売目的のソフトウェア開発については、企業会計上「研究」とされる範囲が該当します。
- b) 受注によるソフトウェア開発については、新たなソフトウェアの開発や既存ソフトウェアの著しい改良・機能強化などは、「研究」に含めますが、定型的な開発などについては「研究」に含めません。下記の例を参考としてください。
なお、ここでいうソフトウェアは、コンピュータソフトウェアをいい、コンピュータプログラムは含みますが、デジタルコンテンツなどは含みません。

研究とするものの例

- ・ システム設計
- ・ プログラム設計
- ・ アルゴリズムの設計データ構造定義などの設計作業
- ・ 既存ソフトの機能強化

研究としないものの例

- ・ 大幅な変更を伴わない、既存パッケージソフトや既存ソフトウェアのユーザー仕様への適用
- ・ 大幅な修正を伴わない、異なる環境(OS、ハードウェア、言語)への既存ソフトウェアの適用
- ・ 既存システムの欠陥の発見と除去
- ・ システム運用管理
- ・ ユーザードキュメントの作成
- ・ ユーザーサポート
- ・ ソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの製作(データベースのデータなど)

2) 金融業、保険業などにおける研究の例

金融業における研究の例

- ・ リスク評価のための「金融数学」や「金融工学」に関する研究
- ・ 顧客の口座運用方法の調査手法の研究開発
- ・ 「ホームバンキング」のための新たなアプリケーションソフトウェアの開発

保険業における研究の例

- ・ 保険、金融に関する新たな数学的手法の研究開発
- ・ 顧客データの新たな評価手法の研究開発
- ・ 様々な損害状況に応じた適切なリスク因子決定のための調査研究

上記以外の業種に関しても、これらの例を参考にして、貴社の業務のうち「事物・機能・現象等について新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」を研究活動の定義として、記入者の判断により、回答してください。

付録3 国名・地域名一覧表

欧州	ドイツ	中東	レバノン	アフリカ	シエラレオネ
	イギリス		ヨルダン		ジブチ
	フランス		バーレーン		ジンバブエ
	オランダ		シリア		スーダン
	イタリア		サウジアラビア		セーシェル
	ベルギー		クウェート		セネガル
	ルクセンブルク		カタール		セントヘレナ島
	スイス		オマーン		ソマリア
	スウェーデン		イラン		タンザニア
	スペイン		イラク		チャド
	アイスランド	北米	イスラエル		チュニジア
	ノルウェー		イエメン		トーゴ
	デンマーク		アラブ首長国連邦 (UAE)		ナイジェリア
	アイルランド		トルコ		ナミビア
	モナコ	中南米	アフガニスタン		ニジェール
	アンドラ		アメリカ合衆国		ブルキナファソ
	ポルトガル		カナダ		ブルンジ
	ジブラルタル		グリーンランド		ベナン
	マルタ		アルゼンチン		ボツワナ
	フィンランド		アンティグア・バーブーダ		マダガスカル
	オーストリア		ウルグアイ		馬拉ウイ
	セルビア		エクアドル		マリ
	モンテネグロ		エルサルバドル		モーリシャス
	ギリシャ		ガイアナ		モーリタニア
	キプロス		キューバ		モザンビーク
	クロアチア		グアテマラ		モロッコ
	スロベニア		グレナダ		リビア
	ボスニア・ヘルツェゴビナ		ケイマン諸島		リベリア
	北マケドニア		コスタリカ		ルワンダ
	リヒテンシュタイン		コロンビア		レソト
	サンマリノ		ジャマイカ		赤道ギニア
	バチカン		スリナム		中央アフリカ
	ロシア		セントクリストファー・ネービス		南アフリカ
	アゼルバイジャン		セントビンセント		南スーダン
	アルメニア		セントルシア	大洋州	オーストラリア
	ウズベキスタン		タークス・カイコス諸島		キリバス
	カザフスタン		チリ		クック諸島
	キルギス		ドミニカ		サモア
	タジキスタン		ドミニカ共和国		ソロモン
	トルクメニスタン		トリニダード・トバゴ		ツバル
	ジョージア		ニカラグア		トンガ
	ポーランド		パームユダ		ナウル
	ハンガリー		ハイチ		ニウエ
	アルバニア		パナマ		ニュージーランド
	ルーマニア		バハマ		バヌアツ
	ブルガリア		パラグアイ		バブアニューギニア
	エストニア		バルバドス		パラオ
	ラトビア		プエルトリコ		フィジー
	リトアニア		フォークランド諸島		マーシャル諸島
	ウクライナ		ブラジル		北マリアナ諸島
	ベラルーシ		ペネズエラ		
	モルドバ		ペリース		
	チェコ		ペルー		
	スロバキア		ボリビア		
アジア	中国	アフリカ	ホンジュラス		
	台湾		メキシコ		
	韓国		アンギラ		
	香港		英領バージン諸島		
	シンガポール		アルジェリア		
	タイ		アンゴラ		
	インドネシア		ウガンダ		
	マレーシア		エジプト		
	フィリピン		エスワティニ		
	インド		エチオピア		
	北朝鮮	アフリカ	エリトリア		
	モンゴル		ガーナ		
	ベトナム		カーボベルデ		
	ブルネイ・ダルサラーム		ガボン		
	カンボジア		カメルーン		
	ラオス		ガンビア		
	ミャンマー		ギニア		
	パキスタン		ギニアビサウ		
	スリランカ		ケニア		
	モルディブ		コートジボワール		
	バングラデシュ		コモロ		
	東ティモール		コンゴ共和国		
	マカオ		コンゴ民主共和国		
	ネパール		サントメ・プリンシペ		
	ブータン		ザンビア		